

令和6年赤穂市教育委員会臨時会議事録

- 1 日 時 令和6年3月15日 午後2時00分
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 教 育 長 | 尾 上 慶 昌 |
| 教育長職務代理者 | 大 河 龍 生 |
| 委 員 | 池 坂 めぐみ |
| 委 員 | 志 水 矛 |
| 委 員 | 井 本 学 明 |
- 4 委員以外の出席者
- | | |
|-----------------|---------|
| 教 育 次 長 | 高 見 博 之 |
| 教 育 次 長 | 入 潮 賢 和 |
| 総 務 課 長 | 近 藤 雅 之 |
| こども育成課長 | 山 内 陽 子 |
| 幼児教育指導担当課長 | 中 塚 真由美 |
| 学校教育課長 | 田 中 豊 史 |
| 生涯学習課長 | 松 本 久 典 |
| 文化財課長兼市史編さん担当課長 | 中 田 宗 伯 |
| スポーツ推進課長 | 笠 原 裕 之 |
| 学校給食センター担当参事 | 正 木 洋 志 |
| 中央公民館長兼市民会館長 | 本 家 信 治 |
| 図書館長 | 狩 川 真 人 |
| 書 記 | 澁 谷 文 江 |
- 5 付議事項
- 第9号議案 公立学校教職員人事異動について
- 第10号議案 令和6年度学校給食実施計画について
- 第11号議案 令和6年度赤穂教育プランについて
- 第12号議案 赤穂市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の
制定について
- 報告3 赤穂市保育施設一時支援金交付要綱の一部を改正する
要綱の制定について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 大 河 龍 生

署 名 人 池 坂 めぐみ

令和6年赤穂市教育委員会臨時会議事録

教育長

ただいまより、教育委員会臨時会を開会いたします。委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、第9号議案は人事案件のため、説明員として関係職員のみ入室を許可しております。第10号議案より、その他の説明員の入室を許可することといたします。

はじめに、令和6年第2回教育委員会議事録の署名を井本委員と大河委員にお願いします。

(教育長署名後、井本委員、大河委員の署名)

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。大河委員と池坂委員にお願いします。

本日の議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

第9号議案につきましては、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に該当すると考えられますので、非公開としてよろしいか。

異議なし。

以上のとおりの賛成をもちまして、第9号議案は、非公開と決定します。それでは、審議に入ります。

第9号議案「公立学校教職員人事異動について」事務局の説明をお願いいたします。

[非公開案件として、第9号議案「公立学校教職員人事異動について」説明を行い、その後審議を行った。]

原案承認

教育長

それでは、審議を再開いたします。

次に、第10号議案「令和6年度学校給食実施計画について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(令和6年度学校給食実施計画について議案3～9ページに基づき説明を行った。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、第10号議案、令和6年度学校給食

実施計画について、順次、委員のご確認をいただき表決といたします。

全委員
教育長

異議なし。

以上のおおりの賛成をもちまして、第10号議案は、原案のおおりに議決されました。

次に、第11号議案「令和6年度赤穂教育プランについて」事務局の説明を順次、お願いいたします。

事務局

(令和6年度赤穂教育プランについて議案10～14ページに基づき説明を行った。)

教育長
委員

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

先ほど令和6年度のプランのお話をお聞きしまして、現在、また先を見据えた計画であるということをおっしゃっていましたが、非常に明確なプランを立てていただいております。ありがとうございます。学校園所は、この計画、プランを基にこの後の実態であるとか、地域の実態なども加味して、より具体的な経営案を立てるといえることになると思います。実際、学校園所の経営案を見させていただいても、非常に地域の特性を活かした、あるいは子どもの実態を活かした経営案になっていて、非常にありがたいというふうに思っております。引き続きよろしくようお願いいたします。それから、1点質問なんです、11ページの幼稚園・保育所のところの「(9)保育者の資質・能力向上のための研修実施」についてですが、赤穂市では特にこういうことに力を入れている、という研修内容があれば、1点でも2点でも教えていただきたいと思っております。以上です。

事務局

研修は、幼稚園保育所それぞれ行っていますが、今委員が言われた「特徴のある」というところで申し上げるのであれば、幼稚園研修の母体となっている研修がありますが、そこに保育所の先生も来ていただくような研修、合同研修を令和5年度には、年3回実施しました。そのうち2回は、教育課程というようなところに関わる研修を行いました。具体的には、神戸大学附属幼稚園の田中孝尚先生、元鳴門教育大学附属幼稚園の佐々木晃先生という先生にお越しいただいて、幼小接続の話をお聞きし、実際に保育の場面をビデオなどで撮っていただいたものから、「子どもを見取る力」みたいなものが、私たちの力となるような研修を受ける機会を2回持ちました。そして、あと1回は、「特別支援教育」というところで、後上鐵夫先生に来ていただきまして、若年の先生も増えておりますので、「基本的な特別教育」というところの研修は、何度聞いても私たち

が、「ふむふむ」と思うような研修内容になりますので、そのような研修を幼稚園と保育所が共に進めているというのが、ちょっと特徴的な研修となるのではないかと思います。

委員

よくね、小中連携とか、幼小連携とかは記憶にあったんですけども、保育所・幼稚園もそうやって連携して研修されているということで、是非続けていただけたらと思います。ありがとうございました。

教育長
委員

他にご質疑ございませんか。

これは、ちょっとどういう意味かわからないのでお聞きしたいんですが、12ページの「生涯スポーツの普及・振興」の一番下の「(8)SDGsの達成に向けて、社会におけるスポーツの価値のさらなる向上への取組」というのはどういった形になるのでしょうか。

事務局

赤穂市の「スポーツ推進計画」の中に、SDGsの17項目の中にもある持続可能目標の「すべての人に健康と福祉を」という項目を入れておまして、運動やスポーツを行うことは健康問題の解決になるとの考えから、スポーツを続けていくことで、社会における「スポーツの価値」の更なる向上に取り組むということで、追加させていただいております。

教育長
委員

よろしいですか。他にご質疑ございませんか。

図書館の分野で質問します。まず、「(4)周辺地区を対象としたブック宅配サービスの実施」とありますが、以前巡回の車をよく見たんですが、最近全然見ないような気がするんですが、以前と同じような頻度で回っているのでしょうか。それと、あと1点は、去年か一昨年に私がお尋ねしたんですが、「(5)電子図書館サービス充実のため電子書籍の購入と地域資料の電子書籍化の実施」ということで、電子図書、書籍の購入というんですか、これが実際にどの程度の冊数になって、どの程度の利用になっているのか、というのをお聞きしたいと思います。

事務局

周辺地区を対象としたブック宅配サービスというのは、以前実施していましたが「移動図書館ちどり号」の代わりに事業になっておまして、現在「ちどり号」の車がありませんので各市民の方から図書の貸し出し要望を頂いて、郵便で配送する方式としております。あと、もう一つの電子図書館サービスの方ですが、こちらは手元の資料がないのですが、まだまだ市民の方にあまり理解されていないようで、貸し出し冊数についてはあまり伸びていないのが現状でございます。また、今後はPRに努めまして、貸し出しの方を増やしていきたいと考えております。以上です。

教育長 よろしいですか。

委員 移動図書館はもうなくなる、郵便で、ってことですが、そして、盲人用の場合は無料なんですけれども、郵便の場合は有償になると思うんですが、個人負担なんですか。

事務局 周辺地区のブック宅配サービスにつきましては、無料で行っております。発送についてもこちらで費用を持っておりまして、読まれた方からの返却につきましても、こちらで郵送料をみるような形になっております。結果、市民の方に対しての負担はなしで実施しております。

委員 了解しました。

教育長 他にご質疑ございませんか。

委員 ないようですので、第11号議案「令和6年度赤穂教育プランについて」順次、委員のご確認をいただき表決といたします。

全委員 異議なし。

教育長 以上のおおりの賛成をもちまして、第11号議案は、原案のとおり議決されました。

事務局 次に、第12号議案「赤穂市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局 (赤穂市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、議案15ページ～27ページ、議案参考資料2ページ～7ページに基づき説明を行った。)

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員 ご発言がないようですので、第12号議案「赤穂市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員 異議なし。

教育長 以上のおおりの賛成をもちまして、第12号議案は、原案のとおり議決されました。

事務局 次に、報告3「赤穂市保育施設一時金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局 (赤穂市保育施設一時金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、議案28ページ及び29ページ、議案参考資料5ページ及び6ページに基づき説明を行った。)

教育長 ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員 ご発言がないようですので、報告3「赤穂市保育施設一時金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」報告を終わります。

委員 その他、事務局から報告事項がありますか。

事務局

(第3回定例教育委員会を3月27日(水)午後2時から、赤穂市役所第2庁舎で開催することを報告した。)

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして教育委員会臨時会を終了させていただきます。お疲れ様でした。

(午後2時58分閉会)